スポーツ少年団登録について

＜登録・概要＞

スポーツ少年団はメンバーシップ制を採用しており、年度ごとに団員、指導者、役員・スタッフの登録が必要となります。
登録手続きは、オンライン上のスポーツ少年団登録システムを利用して、行っていただきます。

1.登録の流れ

（1）登録申請

登録要件を満たす単位団は、登録 システム上で必要事項の入力、登録料支払い方法を選択して、市区町村スポーツ少年団へ登録申請を行います。

※ 単位団からの申請をまとめた市町村スポーツ少年団は北海道スポーツ少年団へ登録申請を行います。
併せて、市町村スポーツ少年団本部に所属する役員・スタッフの登録を行います。

（2）登録料の納入（クレジットカード決済、コンビニエンスストア決済、窓口支払、銀行振込）

単位団は、登録申請後、選択した支払い方法に基づき、市町村スポーツ少年団に登録料の納入を行います。

2.登録要件

（1）団員

- 登録する年の 4 月 1 日現在満 3 歳以上

（2）指導者

- スポーツ少年団指導者資格（認定育成員・認定員・スタートコーチ）を保有している者
- 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下、「JSPO 公認資格」）を 保有している者

※令和 4 年度指導者資格の考え方
新型コロナ感染拡大によりスタートコーチ養成講習会の未実施や参加できない状況等が多く見られたことから、令和 3 年度から引き続き「スポーツ少年団の理念」を学んだ指導者を必置としません。
但し、「JSPO 公認資格」を保有する 2 名の配置は必須となります（スポーツ少年大会および交流大会の指導者の条件も同様となります）。

（3）役員・スタッフ

- 市町村においてスポーツ組織の育成指導や事務にあたる者

（4）単位団

- 原則として団員 10 名以上、指導者 2 名以上

※ 子どもたちが集団活動を行うにあたり、より成果が得られるための目安として原則 10 名以上と定めていますが、競技種目、また少子化による過疎など地域の実情により 10 名未満で活動しなければならない事情もあり得ます。柔軟に対処してください。

● 20 歳以上の「指導者」、「役員」または「スタッフ」が 2 名以上の登録

新規登録団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とはしません。

※ 指導者、役員・スタッフのうち 1 名を単位団の代表者とします。また、代表者は他の団の代表者を兼ねることはできません。

〔新規団〕

令和 3 年度から引き続き、スポーツ少年団の理念を学んだ指導者を必置とはしません。但し 20 歳以上の指導者、役員またはスタッフ 2 名以上の登録を必須とし、そのうち少なくとも 2 名が当該年度内にスタートコーチ養成講習会を修了する必要があります。

※指導者 2 名と 20 歳以上の指導者、役員またはスタッフ 2 名以上の登録が必要です（指導者が 20 歳以上であれば、指導者 2 名のみでも登録可）。

〔更新団〕

20 歳以上の指導者、役員またはスタッフ 2 名以上の登録を必須とし、少なくとも 2 名以上の指導者を認定育成員・認定員とする必要があります。

◇単位団に必要な構成人数（通常年）

パターン	指導者				役員/スタッフ		団員
	理念〇		理念×				
	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳以上	20歳未満	
1	2名						10名
2	1名	1名	1名				10名
3	1名	1名			1名		10名
4		2名	2名				10名
5		2名	1名		1名		10名
6		2名			2名		10名

3.登録料

スポーツ少年団への登録には、市町村スポーツ少年団で各々定められている登録料の支払いが必要です。

登録料は、単位団が市町村スポーツ少年団へ登録申請を行う際に、一括して納入します。

団員：600 円（日本 300 円・北海道 300 円）

指導者・役員・スタッフ：1,200 円（日本 700 円・北海道 500 円）

※2 つ以上の単位団に登録する場合は、それぞれの単位団で登録料が必要となります。

※単位団の指導者、役員・スタッフが、市町村スポーツ少年団の役員・スタッフとなる場合さらに登録料を納める必要はありません。ただし、市町村スポーツ少年団としてのみ、登録する場合は、登録料が必要となります。

4.登録申請先・登録申請期間（期限）

登録期限については、原則として下記のとおり示されていますが、各単位団からの申請期間については市町村スポーツ少年団で期間を設けることができます。

区分	登録申請先	申請期間
単位団	所属する市町村スポーツ少年団	４月１日～7月31日
市町村スポーツ少年団	北海道スポーツ少年団	～8月31日

5. 登録認定

登録申請が受理されると、単位団、団員、指導者、役員・スタッフとして認定され、以下の登録認定資料が交付されます。また、単位団、都道府県・市区町村スポーツ少年団に対しては、日本スポーツ協会発刊の情報誌 「Sport Japan」が送付されます（送付先は、登録システムで「事務担当者」に選択されている方です）

・スポーツ少年団旗（単位団旗）は、全ての単位団が保有 しなくてはいけません。

・登録認定資料内容

①団認定証 新規登録団

②団認定リボン 全登録団（新規団・更新団）

③指導者章（ワッペン） 全指導者

④団員章（ワッペン） 全団員

⑤役員・スタッフ登録証（カード） 都道府県・市区町村スポーツ少年団および 単位団の全役員・スタッフ

6.登録の有効期間

登録の認定を受けた日から、その年度末日（3月31日）まで

※年度ごとに単位団、団員、指導者、役員、スタッフの登録申請が必要です

7.個人情報の取り扱いについて

（1）個人情報利用目的

登録システムに入力された情報は、「スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて」に 基づき利用されます。

（2）登録システムのログイン ID、パスワード

市区町村スポーツ少年団に交付するログイン ID、パスワードにより登録システムへのログインが可能となります。登録システムには、単位団の団員、指導者、役員、スタッフに関する個 人情報が含まれます。個人情報の保護に関する法律および各団体の個人情報に関する諸規程を基に取り扱い、個人情報の漏えい等が発生することのないよう十分ご注意ください。